



■公平委員会への不服申立等の状況

地方公務員は、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措置の要求や職員に対する不利益な処分についての不服申立を、地方公務員法第7条により公正・中立な第三者機関である公平委員会に行うことができます。その状況については表⑭のとおりです。

表⑭公平委員会への不服申立等の状況

区分	内容
勤務条件に関する措置の要求の状況	平成19年度該当なし
不利益処分に関する不服申立の状況	平成19年度該当なし
苦情処理の状況	平成19年度該当なし

■給与削減の状況

地方公務員の給与は民間企業と異なり、市場原理による決定が困難であることから、民間準拠（給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡される）している国家公務員の給与に準じて議会の審議を経て決定されています。しかし町では平成17年度に策定した『厚岸町財政自立シミュレーション』に基づき給与の見直しを行い、平成19年度においては表⑮のとおり、町独自の措置として定率の給料削減を行いました。

また特別職の給料、町議会議員の報酬においても削減を行いました。

表⑮給料等の削減の状況(平成19年度)

区分	一般職	特別職	町議会議員
削減率	8%	15%	10~16%

●問い合わせ／職員係 ☎内線220・221

■職員の分限および懲戒処分の状況

表⑯職員の分限と懲戒処分の状況

区分	内容	平成19年度の状況
分限	分限処分とは、勤務成績が良くない場合や心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合、長期の休養を要する場合など公務能力を維持するために問題が生じた際、任命権者の権限で降任、免職、休職、降給させることができるものです。	休職 2人
懲戒	懲戒処分とは、法令違反、職務上の義務違反、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、免職、停職、減給、戒告となるものです。	厳重注意 1人 注意 1人

■職員の服務の状況

地方公務員法により、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念しなければならないとされているほか、職務に専念する義務、信用失墜行為の禁止、秘密の保持などが規定されています。なお平成19年度において、服務義務違反で処罰された件数は0件です。

■職員の研修の状況

職員の研修は、人格と教養を高め、町民全体の奉仕者にふさわしい識見と実践力を育成して、町行政の民主的で能率的運営に貢献するよう計画を立て実施しています。



なお平成19年度は、北海道庁と山形県村山市との交流派遣研修をはじめ、法務研修、管理能力研修、税務事務研修など24種類の研修に88人の職員が参加しています。

■職員の福利および利益の保護の状況

表⑰職員の福利と利益の保護の状況

区分	実施主体	内容
職員の福利	市町村職員共済組合	健康保険、共済年金などの給付、保健事業などを実施
厚生	市町村職員福祉協会	医療給付、貸付事業、保養事業などを実施
公務災害	地方公務員災害補償基金	公務上の負傷に対して補償が受けられる

町長をはじめ常勤の特別職の給料及び町議会議員の報酬は表⑱のとおりです。

表⑱特別職の報酬等の状況(平成20年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当
給料	町長 736,900円	6月期 2.10月分 12月期 2.30月分 計 4.40月分
	副町長 612,000円	
	教育長 552,500円	加算割合 15%
報酬	議長 257,800円	6月期 2.25月分
	副議長 208,200円	12月期 2.40月分
	委員長 192,700円	計 4.65月分
	議員 173,700円	

■勤務時間およびその他の勤務条件の状況

職員の勤務時間や時間数は表⑲のとおりで、取得できる休暇の種類は表⑳のとおりです。

表⑲勤務時間の状況(平成20年4月1日現在)

区分	内容
1日の勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで
1週間の勤務時間	38時間45分
週休日(休みの日)	日曜日および土曜日(施設によっては異なります)

表⑳休暇の種類(平成20年4月1日現在)

区分	内容
年次有給休暇	1暦年に20日。なお20日以内の残日数を翌年に繰り越せる
病欠休暇	負傷または疾病の療養に必要と認める期間
特別休暇	忌引休暇、結婚の休暇、ボランティア休暇、産前産後の休暇など
介護休暇	配偶者、父母、子などの介護を行う場合に必要と認められる期間



給料以外の諸手当には次のものがあり、それぞれ支給される職員の範囲、手当の額などは表㉑のとおりです。また退職手当支給月数の状況は表㉒のとおりです。

表㉑職員手当の状況(平成20年4月1日現在)

手当の名称	支給金額等
期末・勤勉手当	支給月 6月期 12月期 計 職務上の段階、級による加算割合 5~15% 期末手当 1.40月分 0.75月分 0.75月分 1.50月分
扶養手当	配偶者 13,000円 扶養家族 1人につき 6,500円 (15歳から22歳までの子は5,000円を加算)
住居手当	自己所有 8,000円 借家・借間 最低2,000円~最高29,000円まで (12,000円を超える家賃が対象)
通勤手当	自家用車使用 最高24,500円 交通機関利用 通勤に伴う運賃相当額 (いずれも通勤距離が2km以上の者)
その他	管理職手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、寒冷地手当など

表㉒退職手当支給月数の状況(平成20年4月1日現在)

区分	厚岸町		国	
	自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	33.50月分	41.34月分
勤続30年	41.50月分	50.70月分	41.50月分	50.70月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分